

令和6年第3回豊島区議会定例会提出予定案件

- 1 令和5年度豊島区一般会計歳入歳出決算の認定について
(会計課)
- 2 令和5年度豊島区国民健康保険事業会計歳入歳出決算の
認定について (会計課)
- 3 令和5年度豊島区後期高齢者医療事業会計歳入歳出決算
の認定について (会計課)
- 4 令和5年度豊島区介護保険事業会計歳入歳出決算の認定
について (会計課)
- 5 令和5年度決算における健全化判断比率の報告について
(財政課)

- 6 子育て部分休暇の導入等に伴う関係条例の整備に関する
条例（仮称）（人事委員会の意見聴取案件）（人事課）
- （１） 制定理由＝子育て部分休暇の導入及び妊娠初期休暇の
見直しに伴い、関係条例について所要の改
正を行うため。
- （２） 制定内容＝①子育て部分休暇に関し必要な事項を定め
る。
②「妊娠初期休暇」を「妊娠症状対応休暇」
に改める。
- （３） 施行期日＝令和７年４月１日
- （４） 関係条例＝
- ア 職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例
 - イ 幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する
条例
 - ウ 職員の育児休業等に関する条例
- 7 豊島区男女共同参画推進条例の一部を改正する条例
（男女平等推進センター）
- （１） 改正理由＝ファミリーシップ制度の導入に伴い、所要
の改正を行うため。
- （２） 改正内容＝①ファミリーシップの定義を加える。
②「パートナーシップ制度」を「パートナ
ーシップ・ファミリーシップ制度」に改
める。
- （３） 施行期日＝令和６年１１月１日

8 豊島区立区民集会室条例の一部を改正する条例

(区民活動推進課)

- (1) 改正理由＝区民ひろば朝日の移転後の既存施設に、区民集会室を新設することに伴い、所要の改正を行うため。
- (2) 改正内容＝別表に「豊島区立朝日区民集会室」を加え、位置、休館日及び使用料を定める。
- (3) 施行期日＝規則で定める日

9 豊島区地域区民ひろば条例の一部を改正する条例

(地域区民ひろば課)

- (1) 改正理由＝区民ひろば朝日の新施設への移転に伴い、所要の改正を行うため。
- (2) 改正内容＝区民ひろば朝日の位置を改める。
- (3) 施行期日＝令和6年12月16日

10 豊島区国民健康保険条例の一部を改正する条例

(国民健康保険課)

- (1) 改正理由＝国民健康保険法（昭和33年法律第192号）の一部改正に伴い、所要の改正を行うため。
- (2) 改正内容＝①被保険者証の廃止により、被保険者証の返還に応じない者への過料の規定を削るほか、規定の整備を図る。
②急患等として保険医療機関等を受診した者が、一時的に資力を活用できない状態である場合、保険料の徴収猶予を最長1年間に延長する規定を加える。
- (3) 施行期日＝令和6年12月2日

1 1 豊島区一時保護施設の設備及び運営の基準に関する条例
(仮称) (児童相談課)

- (1) 制定理由＝児童福祉法（昭和22年法律第164号）
の一部改正に伴い、一時保護施設の設備及
び運営に関する基準を条例で定める必要が
あるため。
- (2) 制定内容＝内閣府令で定める基準に従い、一時保護施
設の設備及び運営に関して必要な基準を定
める。
- (3) 施行期日＝公布の日

1 2 区民ひろば高南第二・高田介護予防センター全面改修工
事請負契約について (契約課)

- (1) 契約の目的＝区民ひろば高南第二・高田介護予防セン
ター全面改修工事請負契約
- (2) 契約の方法＝条件付一般競争入札
- (3) 契 約 金 額＝285,560,000円
- (4) 工 期＝契約確定日の翌日から
令和7年12月19日まで
- (5) 契約相手方＝東京都豊島区南大塚二丁目18番25号
株式会社歌工務店
代表取締役 歌 芳紀
- (6) 議決の根拠＝地方自治法第96条第1項第5号及び豊
島区議会の議決に付すべき契約及び財産
の取得又は処分等に関する条例（昭和3
9年豊島区条例第6号）第2条

1 3 山手線池袋・大塚間池袋大橋塗装塗替え及び耐震補強工事委託契約について（契約課）

- （1） 契約の目的＝山手線池袋・大塚間池袋大橋塗装塗替え及び耐震補強工事委託契約
- （2） 契約の方法＝随意契約
- （3） 契 約 金 額＝3, 3 3 7, 1 3 4, 0 0 0 円
- （4） 工 期＝契約確定日から
令和1 4 年3 月3 1 日まで
- （5） 契約相手方＝東京都北区東田端二丁目2 0 番6 8 号
東日本旅客鉄道株式会社首都圏本部
常務執行役員首都圏本部長
小川 治彦
- （6） 議決の根拠＝地方自治法第9 6 条第1 項第5 号及び豊島区議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分等に関する条例（昭和3 9 年豊島区条例第6 号）第2 条

1 4 公の施設の区域外設置に関する協議について（土木管理課）

- （1） 協議内容＝公の施設である特別区道の一部を、豊島区域外である文京区の区域（文京区大塚四丁目1 0 7 ほか）に設置する。
- （2） 協議理由＝地方自治法第2 4 4 条の3 第1 項の規定に基づき、公の施設を区域外に設置するには関係自治体との協議が必要とされているため。
- （3） 議決理由＝地方自治法第2 4 4 条の3 第3 項の規定に基づき、公の施設を区域外に設置するために必要とされる協議について、関係自治体の議会の議決が必要となるため。

- 1 5 令和 6 年度豊島区一般会計補正予算（第 5 号）（財政課）
- 1 6 令和 6 年度豊島区後期高齢者医療事業会計補正予算（第 1 号）（財政課）
- 1 7 令和 6 年度豊島区介護保険事業会計補正予算（第 1 号）（財政課）